

横浜地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(横須賀税務署長)

令和6年1月17日棄却・控訴

判 決

原告	有限会社H
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	岩佐 祐希
同補佐人税理士	高梨 喜裕
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	横須賀税務署長 福原 俊之
同指定代理人	別紙1指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 横須賀税務署長が原告の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの事業年度の法人税について令和元年6月26日付けでした更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち、所得金額963万5964円を超える部分、納付すべき税額161万3800円を超える部分及び過少申告加算税の額19万4000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 2 横須賀税務署長が原告の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの事業年度の法人税について、令和元年6月26日付けでした更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち、所得金額197万2577円を超える部分、納付すべき法人税額29万5800円を超える部分及びこれらの部分に係る過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 横須賀税務署長が原告の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの事業年度の地方法人税について、令和元年6月26日付けでした更正処分のうち、課税標準法人税額29万5000円を超える部分及び納付すべき地方法人税額1万2900円を超える部分をいずれも取り消す。
- 4 横須賀税務署長が原告の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの事業年度の消費税・地方消費税について、令和元年6月26日付けでした更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち、消費税額843万0800円を超える部分、地方消費税額218万7000円を超える部分、納付すべき税額63万9700円を超える部分及び過少申告加算税の額6万3000円を超える部分をいずれも取り消す。

- 5 横須賀税務署長が原告の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの事業年度の消費税・地方消費税について、令和元年6月26日付けでした更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち、消費税額1293万9300円を超える部分、地方消費税額349万1500円を超える部分、納付すべき税額18万5300円を超える部分及び過少申告加算税の額1万8000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 6 横須賀税務署長が原告の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの事業年度の復興特別法人税について、令和元年6月26日付けでした更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分のうち、課税標準法人税額161万6000円を超える部分、納付すべき税額16万1500円を超える部分及び過少申告加算税の額1万4000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 7 横須賀税務署長が原告の平成26年1月から平成28年12月までの納期における源泉所得税及び復興特別所得税について令和元年6月26日付けでした納税の告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の概要

原告は、平成26年9月期（平成25年10月1日から平成26年9月30日までの事業年度をいい、他の事業年度も同様に表記する。）及び平成28年9月期の事業年度（以下、これらの事業年度を「本件各事業年度」という。）の法人税の確定申告において、取締役の甲（以下「甲」という。）の会社法429条1項の規定による損害賠償債務の相当額及び弁護士費用の相当額を損金に計上し、平成26年9月課税期間（平成25年10月1日から平成26年9月30日までの課税期間をいい、他の課税期間も同様に表記する。）及び平成28年9月課税期間（以下、これらの課税期間を「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の確定申告において、上記弁護士費用の相当額を課税仕入れに計上した。処分行政庁は、令和元年6月26日付けで、上記損害賠償債務及び弁護士費用の相当額を損金又は課税仕入れに計上することができないことを前提に、①平成26年9月期の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、②平成28年9月期の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、③平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、④平成28年9月課税事業年度の地方法人税の更正処分、⑤平成26年9月課税期間の消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、⑥平成28年9月課税期間の消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、⑦原告の平成26年1月から同年6月まで、同年7月から同年12月まで、平成27年1月から同年4月まで、平成27年12月、平成28年1月、同年3月及び同年12月の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の各納税告知処分並びに不納付加算税の賦課決定処分をした。

本件は、原告が、上記各処分の全部又は一部の取消しを求める事案である。

2 関係法令等

(1) 法人税関係

ア 法人税法

(ア) 法人税法22条（平成30年法律第7号による改正前のもの。以下同じ。）1項は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損

金の額を控除した金額とすると規定し、同条3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の①収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（同項1号）、②販売費、一般管理費その他の費用の額（同項2号）及び③損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの（同項3号）とすると規定する。

(イ) 法人税法34条1項は、内国法人がその役員に対して支給する退職給与以外の給与のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨規定する。

(ウ) また、同条4項は、同条1項から3項に規定する給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとする旨規定する。

イ 法人税基本通達（乙3）

(ア) 法人税基本通達（以下「法基通」という。）9-2-9は、法人税法34条4項に規定する「債務の免除による利益その他の経済的な利益」について、法人が実質的にその役員等に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすもの（明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるもの及び病気見舞、災害見舞等のような純然たる贈与と認められるものを除く。）をいう旨定め、その例として、「役員等のために個人的費用を負担した場合におけるその費用の額に相当する金額」を挙げる（同通達の（10））。

(イ) 法基通9-7-16は、法人の役員等がした行為等によって他人に与えた損害につき法人がその損害賠償金を支出した場合には、①その損害賠償金の対象となった行為等が法人の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意又は重過失に基づかないものである場合には、その支出した損害賠償金の額は給与以外の損金の額に算入し、②その損害賠償金の対象となった行為等が、法人の業務の遂行に関連するものであるが故意又は重過失に基づくものである場合又は法人の業務の遂行に関連しないものである場合には、その支出した損害賠償金に相当する金額は当該役員等に対する債権とする旨定めている。

(ウ) 法基通9-7-17は、法人が上記（イ）②に定める債権につき、その役員等の支払能力からみて求償できない事情にあるため、その全部又は一部に相当する金額を貸倒れとして損金経理をした場合（当該損害賠償金相当額を債権として計上しないで損金の額に算入した場合を含む。）にはこれを認めるものの、当該貸倒れ等とした金額のうちその役員等の支払能力等からみて回収が確実であると認められる部分の金額については、これを当該役員等の給与とする旨定めている。

(2) 消費税関係

ア 消費税法2条（平成26年9月課税期間については、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）1項12号は、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法28条1項に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けることをいう旨規定する。

イ 消費税法30条1項1号は、事業者が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の同法45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額の合計額

を控除する旨規定する。そして、同法45条1項1号は、同項2号の課税標準額とは、課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額をいう旨規定する。

(3) 源泉所得関係

ア 所得税法

(ア) 所得税法28条1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう旨規定する。

(イ) 所得税法183条1項は、居住者に対し国内において同法28条1項に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨規定する。

イ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）

復興財源確保法28条1項（令和2年法律第46号による改正前のもの）は、所得税法第4編第1章から第6章まで等の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない旨規定する。

3 前提事実（争いのない事実又は後掲の証拠若しくは弁論の全趣旨により認定することができる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、平成6年4月●日に設立された、土木工事業等を目的とする特例有限会社である。

原告の設立当時の役員は、代表取締役が乙（以下「乙」という。）、取締役が乙の二男である甲であった。平成10年3月1日に、乙の妻であった丙（以下「丙」という。）も取締役となり、丙は、令和2年8月17日に、甲は、同年9月10日に、それぞれ原告の代表取締役に就任し、乙は、同月30日、代表取締役を辞任した。（甲1、乙5、6）

イ 原告の取引先であるI株式会社は、平成13年11月●日、有限会社として設立され、平成16年2月16日、株式会社に組織変更した（以下、組織変更の前後にかかわらず、「I社」という。）。（甲10の1・2）

ウ 原告は、I社から、原告の取締役がI社の取締役に就任することについて要請を受け、甲は、平成16年1月25日、I社の取締役に就任し、平成21年2月17日、これを辞任した。（甲10の1・3）

(2) I社の未公開株式商法の被害者からの損害賠償請求訴訟等

ア I社は、平成18年頃、株式上場を目指しており、同年から平成21年にかけて、増資を繰り返していた。（甲10の3、甲16）

イ 甲は、平成23年10月18日、I社の株式の購入者5名から、いわゆる未公開株商法の被害を被ったとして、株式購入代金相当額の損害賠償を求める旨の訴えを提起された（以下、この訴えを「本件I社訴訟」という。）。

ウ 東京地方裁判所は、平成26年2月26日、甲は重大な過失によって取締役としての職務を怠った結果、同訴訟の原告らに損害を生じさせたとして、甲に対し、会社法429条

1項の規定に基づく損害賠償等の支払を命ずる旨の判決を言い渡した。(甲16)

エ 甲は、同判決を不服として控訴を提起したが、平成26年8月29日、同訴訟の原告らと裁判上の和解をし、同年9月5日、同訴訟の原告らの代理人に対し、同和解の解決金として1500万円(以下「本件I社訴訟解決金」という。)を、支払った。(甲17、18)

オ 原告は、本件I社訴訟に係る甲の訴訟代理人に対し、弁護士相談料として、平成26年3月12日に合計33万9000円を、同年9月24日に32万4000円(合計66万3000円。以下「本件I社訴訟弁護士費用相当額」という。)を、それぞれ支払った。(乙11)

(3) I社の未公開株式商法の被害者からの訴外での損害賠償請求等

ア 甲は、平成27年11月26日付けで、本件I社訴訟の原告らと同様にI社のいわゆる未公開株商法の被害を被ったとする者から、株式購入代金相当額の損害賠償を請求する旨の通知を受けた(以下、この請求を「本件訴外賠償請求」といい、本件I社訴訟と併せて「本件各請求」という。)(甲19)

イ 甲は、平成28年3月14日、上記の被害者の代理人との間で、本件訴外賠償請求の解決金(以下「本件訴外賠償請求解決金」という。)として250万円を支払う旨の合意をした。原告は、同月18日、上記の被害者の代理人に対し、本件訴外賠償請求解決金相当額の250万円を支払った。(甲20、乙9)

ウ 原告は、本件訴外賠償請求における甲の代理人に対し、平成28年1月5日、弁護士相談料として70万円(以下「本件訴外賠償請求弁護士費用相当額」という。)を支払った。

(4) 原告における経理処理等

ア 本件I社訴訟の関係

(ア) 原告は、甲が本件I社訴訟の原告らの代理人に支払った本件I社訴訟解決金相当額(1500万円)について、平成26年9月期の期末決算仕訳として、雑損失勘定に費用計上するとともに、役員借入金勘定に負債計上し(乙12、13)、平成27年3月17日、甲に対し、1500万円を支払った(乙14)。

(イ) 原告は、本件I社訴訟弁護士費用相当額(66万3000円)を、各支払日に、支払手数料勘定に計上した。(乙11)

イ 本件訴外賠償請求の関係

(ア) 原告は、本件訴外賠償請求解決金相当額(250万円)を、支払日に、支払手数料勘定に計上した。(乙9)

(イ) 原告は、本件訴外賠償請求弁護士費用相当額(70万円)を、支払日に、支払手数料勘定に計上した。(乙9)

(5) 法人税等の申告

ア 原告は、平成26年9月期の法人税について、①本件I社訴訟解決金相当額(1500万円)、②本件I社訴訟弁護士費用相当額(66万3000円)、③平成27年9月期に取得した機械装置に係る減価償却費(864万円、以下「本件減価償却費」という。)を損金の額に算入し、平成28年9月期の法人税について、④本件訴外賠償請求解決金相当額(250万円)及び⑤本件訴外賠償請求弁護士費用相当額(70万円)を損金の額に算入して、別紙1-1及び別紙1-2の各「確定申告」欄記載のとおり、いずれも法定申告期限までに申告した。(乙15、16)

このうち、③の本件減価償却費を損金の額に算入すべきでないことは、本訴において争いが無い（以下、損金の額に算入することに争いのある①、②、④及び⑤の金員を、「本件各金員」といい、各弁護士費用相当額（本件Ⅰ社訴訟弁護士費用相当額及び本件訴外賠償請求弁護士費用相当額）を「本件各弁護士費用相当額」という。）。

イ 原告は、平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税及び平成28年課税事業年度の地方法人税について、別表2及び別表3の各「確定申告」欄記載のとおり、いずれも法定申告期限までに申告した。（乙16、17）

ウ 原告は、平成26年9月課税期間の消費税等について、前記ア②の本件Ⅰ社訴訟弁護士費用相当額及び③の本件減価償却費を同課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に算入し、平成28年9月課税期間の消費税等について、前記ア④の本件訴外賠償請求解決金相当額（250万円）及び⑤の本件訴外賠償請求弁護士費用相当額（70万円）を同課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に算入して、別表4-1及び4-2の各「確定申告」欄記載のとおり、いずれも法定申告期限までに申告した。（乙18、19）

このうち、前記アの③の本件減価償却費及び④の本件訴外賠償請求解決金相当額（250万円）を課税仕入れの支払対価の額に算入しないことについては、本訴においては争いが無い。

(6) 原告に対する更正処分、過少申告加算税の賦課決定処分等

処分行政庁は、令和元年6月26日付けで、原告に対し、本件各事業年度の法人税について、本件各金員及び本件減価償却費を損金の額に算入することができないこと、本件各課税期間の消費税等について、本件各金員を課税仕入れに係る支払対価の額に算入することができないこと、本件各金員は役員である甲に対する給与に該当するから原告に源泉徴収義務があることなどを理由として、別表1-1ないし4-2の「更正処分等」欄及び別表5-1の「告知処分等」欄記載のとおり、以下の各処分をした。

ア 法人税等の更正処分等

- ① 平成26年9月期の法人税の更正処分（以下「平成26年9月期法人税更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成26年9月期法人税賦課決定処分」という。）（横須法特第●●号、甲2）
- ② 平成28年9月期の法人税の更正処分（以下「平成28年9月期法人税更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成28年9月期法人税賦課決定処分」という。）（横須法特第●●号、甲3）
- ③ 平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税の更正処分（以下「平成26年9月課税事業年度復興税更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成26年9月課税事業年度復興税賦課決定処分」という。）（横須法特第●●号、甲7）
- ④ 平成28年9月課税事業年度の地方法人税の更正処分（以下「平成28年9月課税事業年度地方法人税更正処分」という。）（横須法特第●●号、甲4）

イ 消費税等の更正処分等

- ⑤ 平成26年9月課税期間の消費税等の更正処分（以下「平成26年9月課税期間消費税等更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成26年9月課税期間消費税等賦課決定処分」という。）（横須法特第●●号、甲5）
- ⑥ 平成28年9月課税期間の消費税等の更正処分（以下「平成28年9月課税期間消費税

等更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「平成28年9月課税期間消費税等賦課決定処分」という。)(横須法特第●●号、甲6)

ウ 源泉徴収に係る所得税等の納税告知処分等

⑦ 原告の平成26年1月から同年6月まで、平成26年7月から同年12月まで、平成27年1月から同年4月まで(以下、これらの各期間を併せて「本件各期間分」という。)、平成27年12月、平成28年1月、同年3月及び同年12月(以下、これらの各月分を併せて「本件各月分」という。)の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税(以下「源泉所得税等」という。)の各納税告知処分(以下「本件各告知処分」という。)並びに不納付加算税の賦課決定処分(以下「本件各不納付加算税賦課決定処分」という。)(横須源特第●●号、甲8)

エ 以下では、前記の各処分を併せて「本件各処分」といい、平成26年9月期法人税更正処分と平成28年9月期法人税更正処分を併せて「本件各法人税更正処分」といい、平成26年9月期法人税賦課決定処分と平成28年9月期法人税賦課決定処分を併せて「本件各法人税賦課決定処分」といい、平成26年9月課税期間消費税等更正処分と平成28年9月課税期間消費税等更正処分を併せて「本件各消費税等更正処分」といい、平成26年9月課税期間消費税等賦課決定処分と平成28年9月課税期間消費税等賦課決定処分を併せて「本件各消費税等賦課決定処分」という。

(7) 本件訴訟の提起に至る経緯

ア 原告は、令和元年9月17日付けで、本件各処分を不服として、国税不服審判所長に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。(乙20)

イ 国税不服審判所長は、令和2年12月18日付けで、原告の請求をいずれも棄却する裁決(以下「本件裁決」という。)をした。(甲9)

ウ 原告は、令和3年6月10日、本件各処分の全部又は一部の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。

3 本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は、別紙2-1、2-2のとおりであり、原告は、本件の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争っていない。

4 争点

- (1) 本件各金員は、原告の本件各事業年度の法人税の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるか否か
- (2) 本件各弁護士費用相当額は、原告の本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か
- (3) 本件各請求に係る解決金相当額及び弁護士費用相当額について、原告に源泉徴収義務があるか否か

5 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)(本件各金員は、原告の本件各事業年度の法人税の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるか否か)について

(被告の主張)

ア 本件各金員が原告の本件各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入されるためには、

法人税法 22 条 3 項に該当するものでなければならぬところ、本件各金員は、原告の業務の遂行上必要と認められるものではないから、同項の規定には該当せず、甲が個人的に負担すべき費用である。そして、原告が甲のために負担した本件各金員については、甲に対する経済的利益の供与にほかならないことから、法人税法 34 条 4 項により、甲に対する給与であると認められるところ、当該給与は、同条 1 項各号のいずれにも該当しないため、原告の本件各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することはできない。

イ 甲には、I 社の取締役としての義務があり、これを怠ったために損害賠償債務を負ったのであって、甲が I 社の違法な行為を見過ごし、重大な過失により取締役としての職務を怠ったことは、原告の業務とは無関係であり、原告の業務上必要なものとは認められない。

原告は、甲は後記の本件業務命令（原告が甲に対して命じた、I 社からの、I 社の取締役に就任するが、経営には関与せず、職務を果たす必要がないという要請に応ずるという内容の業務命令）に応じて I 社の取締役に就任したものであり、原告は甲に対し、原告と甲との委任契約に基づき甲が被った損害を填補又は賠償する義務を負う（民法 650 条 3 項）と主張する。

しかし、本件業務命令が存在したとは認められない。仮に、本件業務命令が存在したとしても、①甲は原告の取締役であり、原告と委任関係に立つところ、委任関係において、受任者は委任者の指揮命令下に置かれるものではなく、委任者から業務命令を受けることは想定されておらず、原告が取締役である甲に対して業務命令をする法的根拠が不明であり、そもそも甲に本件業務命令に従う義務があったとはいえないこと、②本件業務命令の内容が民法 650 条 3 項の「委任事務」に当たると解したとしても、その命令の内容が、原告として、甲が I 社の取締役としての職務を積極的に行うことまでを要請するものではないことを超えて、I 社の取締役として法令上果たすべき職務を行うことを禁止するものであるとは解されず、甲が取締役としての監視義務を怠ったことまでもが、同項の「委任事務」に含まれると解することはできないことによれば、原告は、甲に対し、本件各請求に係る解決金相当額及び弁護士費用相当額につき、民法 650 条 3 項に基づく損害賠償責任を負うものではない。仮に、本件業務命令が、I 社の取締役として法令上果たすべき職務を行うことを禁止することまでをも内容とするものであったとすれば、本件業務命令が無効であり、甲にこれに従う義務はないと解すべきである。

ウ 本件各請求に係る各解決金及び各弁護士費用は、いずれも甲が個人的に負担すべきものであり、本件各金員は、いずれも甲が個人的に負担すべき費用を原告が負担することにより、甲に対して経済的な利益を付与したものであるから、甲に対する法人税法 34 条 4 項所定の「その他の経済的な利益」に該当し、甲に対する役員給与に該当する。

原告は、本件各事業年度において、本件各金員を求償債権などとして計上することはせず、支払手数料勘定又は雑損失勘定に計上することにより、損金の額に算入している。本件各金員は、甲が個人的に負担すべき費用を原告が負担したものであるから、法基通 9-7-16 (2) の趣旨に照らし、本来であれば、これらを直ちに原告の損金の額に算入するのではなく、まずは甲に対する求償債権として資産に計上すべきものである。しかし、原告は、これを本件各事業年度の損金の額に算入しており、このような経理処理は、法基通 9-7-17 の括弧書き（「9-7-16 (2) の損害賠償金相当額を債権として計上しないで損金の額に算入した場合」）に該当することになる。そのため、原告が本件各金員

を債権として計上しない経理処理自体は認められるものの、法基通9-7-17のただし書が当該役員等の支払能力等からみて回収が確実であると認められる部分の金額は、当該役員等に対する給与として取り扱うと定めているところ、本件各事業年度における甲の役員報酬がいずれも1800万円であったことに鑑みて、債権の回収が確実であると認められるので、本件各金員は甲に対する給与に該当する。

エ このように、原告の経理処理のとおり本件各金員が損金の額に算入されるか否かは、法人税法34条の役員給与に関する規定に従うことになるところ、本件各金員は、同条1項各号に規定する損金の額に算入される役員給与の額のいずれにも該当しないから、原告の本件各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することはできない。

(原告の主張)

ア 原告は、I社からの要請を受け、甲に対し、I社の取締役役に就任するが、I社の経営には関与せず、職務を果たす必要がないというI社からの要請に応ずるという内容の業務命令(以下「本件業務命令」という。)をし、甲は、これに応じて、I社の取締役役に就任した。本件業務命令は、経済的には原告とI社との取引関係を強化するもので、原告の収益獲得につながるものであり、実際に、原告は、平成16年1月に甲がI社の取締役役に就任した後、I社から約1億3000万円の土木業の発注を受けた。

取締役は、就任により会社と委任関係が生じ、会社の指揮命令下に置かれるから、原告は、委任関係ないし会社法等の規定に基づき、取締役である甲に対し、業務命令をすることが可能であり、会社と役員との間において、職務・責任の範囲及びその程度を定めること自体が、公序良俗に反して無効になることはない。

甲は、本件I社訴訟の1審判決により、I社の取締役としての任務懈怠があったとして、会社法429条1項の損害賠償責任を負ったが、甲の任務懈怠の具体的な内容は、「経営に関与しなかった」「何もしなかった」という不作為であり、これは、I社からの形式的・名目的な取締役の就任要請に応ずるといふ、本件業務命令そのものないしこれに付随又は密接に関連する行為であり、原告の職務行為である。甲がI社の取締役役に就任したこと及びI社の経営に関与しなかったことは、原告とI社の取引関係を強化する上で必要なものであり、原告の収益構造上必要不可欠なものであった。したがって、甲は、原告の業務を遂行する上で、本件各金員の合計額である1886万3000円の債務を負担することになったものである。

原告の収益構造において、甲がI社の経営に関与することは必要とされていないので、甲がI社の経営に関与しなかったことは、原告と甲との委任関係において、過失があると評価されるものではない。したがって、本件に法基通9-7-16が適用されるとしても、甲には重過失がない。なお、法基通9-7-16の「重過失」は、故意に準ずる程度の重大な過失と解すべきであり、会社法429条1項の「重大な過失」の意義とは異なる部分がある。

以上のとおり、甲は、I社からの取締役就任要請に応ずるといふ職務行為ないしこれに密接に関連する行為によって損害を被ったものであり、原告は、委任契約に基づき、甲に対し、甲が被った損害を填補又は賠償する義務を負う(民法650条3項)。この損害補填(賠償)義務に基づく原告の債務は、損金の額に算入すべきものである。

イ 原告は、甲が負った損害について、損害填補(賠償)義務を負っており、これに基づく

支払は、甲の損害を回復するものであり、甲の所得にはならない。仮に、甲が負った損害について、原告が損害填補（賠償）義務を負わない部分があるとするれば、その部分についての原告の甲に対する支払は、過誤払いとなり、甲は原告に対し返還債務ないし求償債務を負担するから、これが甲の所得になることはない。

法基通は、①支出した損害賠償金の額を損金の額に算入しない場合には、「その支出した損害賠償金に相当する金額は当該役員又は使用人に対する債権」すなわち求償債権になるとし（9-7-16）、②求償債権を貸倒損失として損金の額に算入する場合には、役員の支払能力から回収が確実であると認められる限度で役員に対する給与とする（9-7-17）としていて、これらの規定によれば、法人が支出した損害賠償金の額を損金の額に算入するか、求償債権として資産計上するかのいずれかとなる。原告が支出した損害賠償金相当額の支払の額について損金の額に算入しない被告の立場では、当該支払負担分は、原告に求償債権のまま残っており、甲の所得にはなり得ない。本件において、法基通9-7-17本文の前提がなく、ただし書が適用されるものではない。原告が本件各金員を貸倒損失として損金の額に計上したものではないにもかかわらず、法基通9-7-17ただし書を適用して役員給与と認定することは、同規定の本文を無視するものであり、同規定に反している。

(2) 争点(2) (本件各弁護士費用相当額は、原告の本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か) について

(被告の主張)

ア 消費税法2条1項12号は、課税仕入れとは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、借り受け又は役務の提供を受けることをいう旨規定し、同法30条は、事業者が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税の合計額を控除する旨規定する。

イ 本件各弁護士費用相当額は、本件各請求に係る弁護士費用として甲が個人的に負担すべき費用を原告が負担したものであるところ、当該弁護士から役務の提供を受けたのは、本件各請求の当事者である甲個人であって、原告ではない。

原告は、本件各弁護士費用相当額を負担した上で、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に算入するが、原告は、本件各弁護士費用相当額に対応する役務の提供を受けていないから、本件各弁護士費用相当額は、原告が事業として他の者から役務の提供等を受けたことによる対価の額に該当しない。

ウ 以上によれば、本件各弁護士費用相当額は、いずれも本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されない。

(原告の主張)

ア 本件各弁護士費用相当額の支払は、原告の業務に直接関連し、原告の甲に対する損害填補（賠償）義務の支払と同視できるから、課税仕入れに係る支払対価の額に算入すべきである。

イ 本件各請求における甲の損害賠償額を減少させることができれば、原告は、それに応じて、甲に対する損害補填（賠償）の額を減少させることができる。また、甲が本件各請求を受けることになった理由は、本件業務命令に基づき、甲がI社からの取締役への就任要

請に応じたことなどによるものであり、これらの紛争への対応は、原告の事業拡大・業績拡大と関係するものであった。以上によれば、原告が負担した本件各弁護士費用相当額は、原告の事業及び業務に直接関連するものとして、裁判対応及び交渉業務という役務の提供に対する対価であり、消費税法30条1項に規定する仕入れ税額控除の対象となる。

(3) 争点(3)(本件各金員について、原告に源泉徴収義務があるか否か。)について
(被告の主張)

ア 所得税法183条1項は、同法28条1項に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収しなければならない旨規定し、また、復興財源確保法28条1項は、所得税法183条の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収の際、復興所得税についても併せて徴収して納付しなければならない旨規定する。

イ 前記(1)(被告の主張)のとおり、本件各請求に係る各解決金及び各弁護士費用は、原告の役員である甲が個人的に負担すべきものであり、本件各金員を原告が負担したことは、原告から甲への経済的な利益の供与と認められることから、本件各金員は、甲に対する給与に該当する。

ウ したがって、原告は、本件各金員について、所得税法183条1項及び復興財源確保法28条1項の規定により、源泉所得税等を徴収し、納付する義務がある。

(原告の主張)

ア 原告は、委任契約上の損害補填(賠償)義務に基づいて、甲に対し、同人が被った損害分を支払ったものであり、これが甲の所得になるものではないから、原告には、当該補填分について、所得税の源泉徴収義務は生じない。

イ 委任契約上の損害補填(賠償)義務が存在しないという被告の主張を前提にした場合には、原告が甲の損害分を補填した時点において、過誤払いとして、甲に対する求償権又は返還請求権が発生し、甲は、原告に対し、原告が負担した金員相当額分を返還する債務を負うので、所得には当たらない。

ウ 仮に、甲の何らかの所得になるとしても、甲がI社において被った損害に対する原告の支払は、一時的・偶発的な利得であるから、一時所得(所得税法34条1項)になり、同法183条1項の「給与所得」に当たらないから、原告は、当該支払について、源泉徴収義務を負わない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件各金員は、原告の本件各事業年度の法人税の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるか否か)について

(1) 法人税法22条3項により損金の額に算入することができる支出額

ア 法人税法22条1項は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とすると規定し、同条3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額について、別段の定めのあるものを除き、当該事業年度の①収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、②販売費、一般管理費その他の費用の額及び③損失の額で資本等取引以外の取引に係るものとする旨規定する。このような法人税法の規定に照らせば、所得の金額を計算するに当たり、損金の額に算入することができる支出額は、当該内国法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならないと解され、したがって、その業務との関連性

が明らかでない支出額については、これを損金の額に算入することはできないというべきである。

イ 法基通9-7-16は、法人の役員等がした行為等によって他人に与えた損害につき法人がその損害賠償金を支出した場合に、当該損害賠償金の対象となった行為等が当該法人の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意又は重過失に基づかないものである場合には、当該損害賠償金の額は給与以外の損金の額に算入されるが、それ以外の場合は、当該損害賠償金に相当する金額は当該役員等に対する債権に当たるとする。

これは、①損害賠償金の対象となった行為等が法人の業務の遂行に関連して生じたもので、行為者たる役員等に故意又は重過失がないものである場合には、法人の負担した損害賠償金は、当該役員等に対する給与としないで、給与以外の損金として取り扱うこととされる一方、②その行為等が法人の業務の遂行に関連なく生じたものである場合又は業務の遂行に関連があっても行為者たる役員等の故意又は重過失によるものである場合には、第一次的には行為者たる役員等に対してこれを求償すべき性質のものであり、その損害賠償金を直ちに法人の損金の額に算入することは適当ではないので、まずは役員に対する求償権を資産に計上すべきものとされたものである。

(2) 法人税法34条4項所定の「その他の経済的な利益」

内国法人がその役員に対して支給する給与につき、法人税法34条4項は、「債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとする。」と規定するところ、その「債務の免除による利益その他の経済的な利益」とは、法人が役員のために個人的費用を負担した場合におけるその費用の額に相当する金額のように、法人がこれらの行為をしたことにより、実質的にその役員に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすものをいうと解される(乙22・2165の14、15)。これは、法人が役員に与える経済的利益は、その実質をみれば当該役員に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすものといえる場合が少なくないこと、また、そのような場合においては、通常、役員の職務に対する対価としての性質も否定し難いことなどから、同条1項から3項までの適用上、そのような経済的利益も役員給与に含まれるものとして扱うこととするものと解される。そして、役員が個人として負担すべき費用を法人が負担することによって当該役員が受ける経済的利益についても、以上の趣旨は該当するものと解されること、これを同条1項から3項までの適用上、役員給与に含まれないものとして扱うべき理由はないから、その負担額について、同条4項が定める「その他の経済的な利益」に該当すると解される。

(3) 本件各金員が原告の業務の遂行上必要と認められるものであるか否か

ア 本件各請求において、甲は、取締役としての監視監督義務を怠ったことを理由として、損害賠償責任を負ったものと認められる。すなわち、甲は、I社の取締役に在任していた期間(平成16年1月25日～平成21年2月17日)において、I社の取締役として、善管注意義務、忠実義務、法令遵守義務、監視義務を負っていたにもかかわらず、実際にはI社の経営に全く関与しておらず、取締役としての職務を果たしていなかった。そして、I社は従業員が6、7名程度の小規模な会社であり、平成21年2月17日まで、株式の譲渡には取締役会の承認を要する旨が定められていたことも踏まえると、適切な監視監督をしていれば、I社が大量の株券を発行しているといった不自然な事態を容易に認識して阻止することができたものであり、甲は、重大な過失によって取締役としての職務を怠っ

た結果、本件各請求の原告及び請求人に損害を生じさせたものと認められる。(甲16、乙1、弁論の全趣旨)

イ 以上のとおり、本件各請求に係る各解決金は、甲の会社法429条1項の規定に基づく損害賠償債務であると認められるが、この損害賠償債務は、甲がI社の取締役としての任務を怠ったことにより生じたものであるから、原告の業務の遂行上必要なものとは認められない。

ウ 原告は、甲がI社の取締役としての職務を行わなかったのは、原告からの本件業務命令によるものであり、甲がI社の取締役に就任したこと及びI社の経営に関与しなかったことは、原告とI社の取引関係を強化する上で必要なものであるから、甲が前記の損害賠償債務を負担したのは、原告の業務を遂行する上でのことであると主張する。

原告が本件業務命令をしたことの根拠として提出する確認書(甲12)は、原告が本件審査請求をした後である令和元年11月26日に、原告(代表者乙)と甲の間で作成されたものであり、本件審査請求の手続のために事後的に作成されたものと認められるから、同確認書から直ちに原告が主張するところの本件業務命令がされたものと認めることはできない。もっとも、原告が小規模な同族会社であることを踏まえると、業務上の指示や命令について、それがされた当時に確たる記録が残されていなかった(そのため、事後的に確認書を作成せざるを得なかった。)としても、あながち不自然なこととまではいえないことを踏まえ、本件業務命令がされたか否かについて、さらに検討する。

(ア) 本件業務命令は、「甲がI社の要請に応じてその取締役に就任すること」「I社の取締役としての職務を行わないこと」を内容とするものである。甲がI社の取締役に就任することになったのは、原告の取引先であったI社の要請によるものであり、I社と原告との関係を強化する目的があったものであるから、前者の内容の指示がされたこと自体は否定し難いものと考えられる。しかし、原告は、I社から、名目的な取締役でよいから原告の取締役がI社の取締役に就任してほしいとの要請を受けたことからすれば、甲がI社の取締役に就任するに当たっての原告からの指示の内容が、原告として、甲がI社の取締役としての職務を積極的に行うことまでを求めるものではないというI社からの要請の内容に従ったものを超えて、I社の取締役として法令上果たすべき職務を行うことを禁止することまでも含むものとは認め難い。

(イ) また、甲は原告の取締役であり、原告と委任関係に立ち、原告の取締役としての職務を行うについて原告に対し善管注意義務を負うが、これは、原告の職務を適正に行うためのものであるから、取引先の会社の取締役に就任した際、その会社の取締役として法令上果たすべき職務を行うことを禁止することがその内容に含まれるといえるかについては、そもそも疑問がある。

(ウ) さらに、処分行政庁の調査の過程で作成された甲の質問応答記録書(乙1)、原告●●税理士が関与税理士として作成した「H 損害賠償金の損金算入可否に関する貴署見解に対する当方の見解」と題する書面(乙25)、国税不服審判所における乙の質問調書(甲26)、甲の質問調書(甲27、28)には、原告がI社の要請を受けて名目的な取締役を出すことになった旨、原告において甲に対しI社の取締役になるよう業務命令をした旨の記載はあるが、原告として、甲がI社の取締役としての職務を積極的に行うことまでを要請するものではないことを超えて、I社の取締役として法令上果たすべき

職務を行うことを禁止することまで命じていたことをうかがわせる記載は見当たらない。

原告は、質問応答記録書（乙1）は関与税理士が退席した後原処分庁が誘導して作成した書類であるなどと主張するが、本件業務命令に関する記載があえて落とされたような事情はうかがわれぬ。また、原告は、関与税理士の意見書は、I社からの要請に甲が応じた際の原告と甲の委任関係を説明したものであり、それ以外の業務命令の内容等を否定する趣旨ではないなどと主張するが、原告が甲にI社の役員に就任するよう業務命令を出したとの説明をしているにもかかわらず、その職務内容に関する命令について触れなかった理由が明らかとはいえない。

(エ) 以上によれば、甲がI社の取締役役に就任するに当たり、原告が、甲に対し、甲がI社の取締役役としての職務を積極的に行うことまでを求めるものではないことを超えて、I社の取締役役として法令上果たすべき職務を行うことを禁止することまで命じていたと認めることはできず、原告と甲の委任契約上、そのような職務を行うことを禁ずることが内容になっていたとは認められない。I社が取引を強化する観点から原告の取締役がI社の取締役役に就任するよう要請したことや、甲がI社の取締役役に就任したのちI社と原告の取引が拡大したことがあったとしても、そのことは、上記認定を左右するものとはいえない。そして、甲がI社の取締役役に就任するに当たり、原告から、甲がI社の取締役役としての職務を積極的に行うことまでは求められていなかったとしても、甲は、I社の取締役役としての義務を負っているものであり、それをどのように行うかあるいは行わないかについては、I社との委任契約における受任者としての甲の判断によるものであったというべきである。

そうすると、甲が上記義務を怠ったことにより負担することになった損害賠償債務は、甲個人の債務であるというべきであって、原告が、本件各金員について、民法650条3項の規定に基づき、甲に対する損害填補（賠償）義務を負うということとはできない。

エ 以上によれば、本件各金員は、原告の業務の遂行上必要なものとは認められないから、原告の損金の額に計上することはできないというべきである。

(4) 本件各金員が役員給与に該当し、損金に算入することができないこと

ア 前記(2)のとおり、法人がその役員のために負担した費用について、当該役員が個人的に負担すべきものである場合には、法人税法34条4項所定の「その他の経済的な利益」に該当し、当該役員に対する給与に該当するというべきである。

イ 前提事実(2)～(4)のとおり、原告は、本件各事業年度において、①本件I社訴訟弁護士費用相当額を本件I社訴訟に係る甲の訴訟代理人に支払い、②本件I社訴訟解決金相当額を雑損失に計上するとともに、甲に対する役員借入金として負債計上した上で、甲に1500万円を支払い、③本件訴外賠償請求弁護士費用相当額を本件訴外賠償請求に係る甲の代理人に支払い、④本件訴外賠償請求解決金相当額を本件訴外賠償請求の請求人の代理人に支払ったのであるから、本件各金員は、いずれも甲が個人的に負担すべき費用を原告が負担することにより、甲に対して経済的な利益を供与したものと認められる。

そして、関係法令等(1)イ(ウ)のとおり、法基通9-7-17は、法基通9-7-16(2)に定める債権（その損害賠償金の対象となった行為等が、法人の業務の遂行に関連するものであるが故意または重過失に基づくものである場合又は法人の業務の遂行に関連しないものである場合のその支出した損害賠償金に相当する金額に係る債権）につき、

その役員等の支払能力等からみて求償できない事情にあるため、その全部又は一部を貸倒れとして損金経理した場合（損害賠償金相当額を債権として計上しないで損金の額に算入した場合を含む。）、当該役員等の支払能力等からみて回収が確実であると認められる部分の金額については、当該役員等に対する給与とすることとしているところ、本件各事業年度における甲の役員報酬の額（本件各金員を除く。）は、いずれも1800万円であったこと（乙15、16）からすれば、甲には、原告に対して本件各金員に相当する金額を返済する資力が十分にあった、すなわち、本件各金員は、甲の支払能力等からみて回収が確実であったと認められる。

したがって、本件各金員は、いずれも甲に対する法人税法34条4項所定の「その他の経済的な利益」に該当するから、甲に対する役員給与に該当する。

ウ 法人税法34条1項は、内国法人がその役員に対して支給する退職給与以外の給与のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨規定する。

本件各金員は、一月以下の一定の期間ごとに支給されるものではないことから、法人税法34条1項1号に規定する定期同額給与に該当しない。また、原告は、平成26年9月期及び平成28年9月期の役員給与について、法人税法34条1項2号及び法人税法施行令（平成28年政令第146号による改正前のもの）69条2項に規定する届出を行っていないことから、本件各金員は、法人税法34条1項2号に規定する事前確定届出給与に該当しない。さらに、本件各金員は、利益の状況を示す指標等を基礎として支給されるものではないことから、法人税法34条1項3号に規定する利益連動給与にも該当しない。

したがって、本件各金員は、いずれも法人税法34条1項各号に規定する損金の額に算入される役員給与の額のいずれにも該当しない。

エ 原告は、本件各事業年度において、本件各金員を求償債権などとして計上することはせず、支払手数料勘定又は雑損失勘定に計上することにより、損金の額に算入している。本件各金員は、甲が個人的に負担すべき費用を原告が負担したものであるから、法基通9-7-16（2）の趣旨に照らし、本来であれば、これらを直ちに原告の損金の額に算入するのではなく、まずは甲に対する求償権として資産に計上すべきものである。しかし、原告は、これを本件各事業年度の損金の額に算入しており、このような経理処理は、法基通9-7-17の括弧書き（「9-7-16（2）の損害賠償金相当額を債権として計上しないで損金の額に算入した場合」）に該当することになる。そのため、原告が本件各金員を債権として計上しない経理処理自体は認められるものの、法基通9-7-17のただし書が当該役員等の支払能力等からみて回収が確実であると認められる部分の金額は、当該役員等に対する給与として取り扱っていると定めているところ、本件各事業年度における甲の役員報酬がいずれも1800万円であったことに鑑みて、債権の回収が確実であると認められるので、本件各金員は甲に対する給与に該当する。

オ したがって、原告の経理処理のとおり本件各金員が損金の額に算入されるか否かは、法人税法34条の役員給与に関する規定に従うことになるところ、本件各金員は、同条1項各号に規定する損金の額に算入される役員給与の額のいずれにも該当しないから、原告の本件各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することはできない。

(5) 結論

以上のとおり、本件各金員は、本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない。

2 争点(2) (本件各請求に係る弁護士費用相当額は、原告の本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か) について

(1) 消費税法2条1項12号は、課税仕入れとは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、借り受け又は役務の提供を受けることをいう旨規定し、同法30条は、事業者が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額の合計額を控除する旨規定する。

(2) 本件各弁護士費用相当額は本件各請求に係る弁護士費用であるところ、当該弁護士から役務の提供を受けたのは、本件各請求の当事者である甲個人であって、原告ではないから、これらは、甲が個人的に負担すべき費用を原告が負担したものである。

原告は、本件各弁護士費用相当額を負担した上で、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に算入するが、前記のとおり、原告は、本件各弁護士費用相当額に対応する役務の提供を受けていないから、本件各弁護士費用相当額は、原告が事業として他の者から役務の提供等を受けたことによる対価の額に該当しない。

(3) 以上によれば、本件各弁護士費用相当額は、いずれも本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されない。

3 争点(3) (本件各金員について、原告に源泉徴収義務があるか否か。) について

所得税法183条1項は、同法28条1項に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収しなければならない旨規定し、また、復興財源確保法28条1項は、所得税法183条の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収の際、復興特別所得税についても併せて徴収して納付しなければならない旨規定する。

前記2のとおり、本件各請求に係る解決金及び弁護士費用は、原告の役員である甲が個人的に負担すべきものであり、本件各金員を原告が負担したことは、原告から甲への経済的な利益の供与と認められることから、本件各金員は、甲に対する給与に該当するというべきである。

したがって、原告は、本件各金員について、所得税法183条1項及び復興財源確保法28条1項の規定により、源泉所得税等を徴収し、納付する義務がある。

4 本件各処分の適法性

以上のとおり、本件各金員は、損金の額に算入すべきものではなく、本件各請求に係る弁護士費用相当額は、原告の本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるべきものではなく、原告は、本件各請求に係る解決金相当額及び弁護士費用相当額について、源泉徴収義務があるというべきである。

これを基に、原告の本件各事業年度の法人税、平成26年9月課税事業年度の復興税、平成28年9月課税年度の地方法人税、本件各課税期間の消費税等並びに本件各期間分及び本件各月分の源泉所得税等の納付すべき税額を計算すると、別紙2-1の1、3及び5のとおりとなるから、これらに係る各更正処分はいずれも適法である。

そして、原告が本件各法人税更正処分、平成28年9月課税事業年度地方法人税更正処分及び本件各消費税等更正処分並びに本件各告知処分により新たに納付すべき税額の基礎となっ

た事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）4項又は67条1項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。以上を前提に、前記各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税及び不納付加算税の額を計算すると、別紙2-1の2、4及び6のとおりとなるから、本件各法人税等賦課決定処分、本件各消費税等賦課決定処分及び本件各不納付加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

5 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 岡田 伸太

裁判官 野田 翼

裁判官蛭原優夏は差支えにつき署名押印することができない。

裁判長裁判官 岡田 伸太

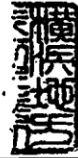
別紙 1

指定代理人目録

高橋紀子、板垣悟、中村志緒香、下村和正、加藤晴康、石橋一二美、今直美、山木
5 順、白羽根峻、山田千絵、久保寺勝、笹田淳也、羽島英里、鈴木祐介

以上

横浜地方裁判所



別紙2-1

本件各処分の根拠

1 本件各法人税更正処分、平成26年9月課税事業年度復興税更正処分及び平成
5 28年9月課税事業年度地方法人税更正処分

(1) 平成26年9月期法人税更正処分(甲2, 別表6-1)

ア 所得金額(別表6-1・⑤) 2529万8964円

以下の(イ)に、原告の同期の所得金額の計算上、損金の額に算入することが
できない(イ)~(エ)を加算した金額。

10 (イ) 申告所得金額(別表6-1・①) 99万5964円

原告が平成26年12月1日に処分行政庁に対して提出した平成26年
9月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額と同額(乙15)。

(イ) 損金の額に算入することができない雑損失の額(本件^I社訴訟解決金
相当額)(別表6-1・②) 1500万円

15 (ウ) 損金の額に算入することができない支払手数料の額(本件^I社訴訟弁
護士費用相当額)(別表6-1・③) 66万3000円

(エ) 損金の額に算入することができない減価償却費(本件減価償却)(別表6
-1・④) 864万円

これを損金の額に算入することができないことについては争いがない。

20 イ 所得金額に対する法人税額(別表6-1・⑥) 561万0990
円

前記アの所得金額(ただし、国税通則法(以下「通則法」という。)118
条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てたもの。後記(2)
イにおいて同じ。)に法人税法66条1項(平成27年法律第9号による改正
25 前のもの)及び2項並びに租税特別措置法(以下「措置法」という。)42条
の3の2第1項(平成27年法律第9号による改正前のもの)に規定する税率

(所得金額のうち年800万円以下の金額については100分の15,それを
超える金額については100分の25.5)を乗じて計算した金額。

ウ 法人税額から控除される所得税の額 (別表6-1・⑧) 3121円

法人税法68条の規定により法人税額から控除される所得税の額。

エ 納付すべき法人税額 (別表6-1・⑨) 560万7800円

前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条
1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。)

オ 既に納付の確定した法人税額 (別表6-1・⑩) 14万6100円

カ 差引納付すべき法人税額 (別表6-1・⑪) 546万1700円

前記エの金額から前記オの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納
付すべき法人税額である。

(2) 平成28年9月期法人税更正処分(甲3,別表6-2)

ア 所得金額 (別表6-2・③) 517万2557円

以下の(ア)に、原告の同期の所得金額の計算上、損金の額に算入することが
できない支払手数料の額である(イ)を加算した金額。

(ア) 申告所得金額 (別表6-2・①) 197万2557円

原告が平成28年11月28日に処分行政庁に対して提出した平成28
年9月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額(乙16)。

(イ) 損金の額に算入されない支払手数料の額(本件訴外賠償請求解決金相当
額(250万円)と本件訴外賠償請求弁護士費用相当額(70万円)の合計
額) (別表6-2・②) 320万円

イ 所得金額に対する法人税額 (別表6-2・④) 77万5800円

前記アの所得金額に法人税法66条2項及び租税特別措置法42条の3の
2第1項(平成29年法律第4号による改正前のもの)に規定する税率(所得
金額のうち年800万円以下の金額については100分の15)を乗じて計算
した金額。

横浜地方裁判所

ウ 納付すべき法人税額 (別表 6-2・⑦) 77万5800円

前記イの金額から差し引くべき金額がないため、前記イと同額である。

エ 既に納付の確定した法人税額 (別表 6-2・⑧) 29万5800円

オ 差引納付すべき法人税額 (別表 6-2・⑨) 48万円

5 前記ウの金額から前記エの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべき法人税額である。

(3) 平成26年9月課税事業年度復興税更正処分 (甲7, 別表7)

ア 課税標準法人税額 (別表 7・④) 561万円

10 以下の金額を加算した金額 (通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)。

(ア) 申告基準法人税額 (原告が平成26年12月1日に処分行政庁に対して提出した平成26年9月課税事業年度分の復興特別法人税申告書 (本件復興税確定申告書) に記載された法人税額 (乙17)。別表 7・①)

14万9250円

15 (イ) 平成26年9月期の所得金額に加算すべき各金額 (別表 6-1・②~④) により増加した所得金額の合計額2430万3000円に対する法人税額である561万0990円 (別表 6-1・⑥) と本件復興税確定申告書に記載された法人税額 (14万9250円) との差額 (別表 7・②)

546万1740円

20 イ 課税標準法人税額に対する復興特別法人税額 (別表 7・⑤)

56万1000円

復興財源確保法48条の規定により、前記アの課税標準法人税額561万円に100分の10の税率を乗じて計算した金額。

ウ 控除税額 (別表 7・⑥) 63円

25 復興財源確保法49条1項の規定により、課税標準法人税額に対する復興特別法人税額から控除される金額。

横浜地方裁判所

エ 納付すべき復興特別法人税額 (別表 7・⑦) 56万0900円

前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額 (ただし、通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)。

オ 既に納付の確定した復興特別法人税額 (別表 7・⑧) 1万4800円

5 カ 差引納付すべき復興特別法人税額 (別表 7・⑨) 54万6100円

前記エの金額から前記オの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべき復興特別法人税額である。

(4) 平成 28 年 9 月課税事業年度地方法人税更正処分 (甲 4, 別表 8)

ア 課税標準法人税額 (別表 8・④) 77万5000円

10 以下の金額を加算した金額 (ただし、通則法 118 条 1 項の規定に基づき 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)。

● (7) 申告基準法人税額 (別表 8・①) 29万5800円

● 原告が平成 28 年 11 月 28 日に処分行政庁に対して提出した平成 28 年 9 月課税事業年度分の地方法人税の確定申告書 (本件地方法人税確定申告書) に記載された基準法人税額 (乙 16)。

15

(1) 基準法人税額に加算される金額 (別表 8・②) 48万円

平成 28 年 9 月期の差引納付すべき法人税額 (前記 (2) オ)) と同額。

イ 課税標準法人税額に対する地方法人税額 (別表 8・⑤) 3万4100円

20 前記アの課税標準法人税額に、地方法人税法 (平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの) 10 条 1 項に規定する税率 (100 分の 4.4) を乗じて計算した額。

ウ 納付すべき地方法人税額 (別表 8・⑥) 3万4100円

エ 既に納付の確定した地方法人税額 (別表 8・⑦) 1万2900円

25

本件地方法人税確定申告書に記載された納付すべき地方法人税額と同額 (乙 16)。

オ 差引納付すべき地方法人税額 (別表 8・⑧) 2万1200円

横浜地方裁判所

前記ウの金額から前記エの金額を差し引いた金額であり、原告が新たに納付すべき法人税額である。

2 本件各法人税等賦課決定処分

別紙2-2の1(1)~(3)のとおり、本件各法人税更正処分及び平成26年9月課税事業年度復興税更正処分はいずれも適法であるところ、原告が上記各更正処分により新たに納付すべき法人税額及び復興特別法人税額については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条(平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ)4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、上記の各更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額は、以下のとおりである。

(1) 平成26年9月期法人税更正処分による過少申告加算税の額(甲2)

79万4000円

以下のアとイの合計額である。

ア 通常分の過少申告加算税の額 54万6000円

平成26年9月期法人税更正処分により原告が納付すべきこととなった法人税額546万1700円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した額。

イ 加重分の過少申告加算税の額 24万8000円

通則法65条2項の規定に基づき、原告が平成26年9月期法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった法人税額546万1700円のうち、50万円を超える部分の金額496万1700円(ただし、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に100分の5の割合を乗じて算出した金額。

(2) 平成28年9月期法人税更正処分による過少申告加算税の額(甲3)

横浜地方裁判所

4万8000円

平成28年9月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった法人税額48万円に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した額。

- 5 (3) 平成26年9月課税事業年度復興税更正処分による過少申告加算税の額 (甲7) 5万6000円

以下のアとイの合計額である。

- ア 通常分の過少申告加算税の額 5万4000円

10 平成26年9月課税事業年度復興税更正処分により原告が納付すべきこととなった復興特別法人税額54万6100円 (ただし、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した額。

- イ 加重分の過少申告加算税の額 2000円

15 通則法65条2項の規定に基づき、原告が平成26年9月課税事業年度復興税更正処分により納付すべきこととなった復興特別法人税額54万6100円のうち、50万円を超える部分の金額4万6100円 (ただし、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) に100分の5の割合を乗じて算出した金額。

3 本件各消費税等更正処分

- 20 (1) 平成26年9月課税期間消費税等更正処分 (甲5; 別表9-1)

- ア 課税標準額 (別表9-1・C①) 6億1623万2000円

原告が平成26年12月1日に処分行政庁に対して提出した平成26年9月課税期間の消費税等の確定申告書 (以下「平成26年9月課税期間消費税等確定申告書」という。乙18) に記載された課税標準額と同額である。

- 25 イ 課税標準額に対する消費税額 (別表9-1・C②) 2906万6131円
次の(ア)及び(イ)の合計額であり、平成26年9月課税期間消費税等確定申

横浜地方裁判所

告書に記載された消費税額と同額である。

(7) 税率4%適用分(別表9-1・A②) 1696万7800円

平成26年3月31日以前の課税資産の譲渡について、消費税法29条(平成24年法律第68号3条による改正前のもの。以下同じ。)の規定に基づき、前記アの金額のうち、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡に係る課税標準額4億2419万5000円(別表9-1・A①)に税率100分の4を乗じて算出した金額であり、平成26年9月課税期間消費税等確定申告書に添付された「付表1 旧・新税別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」(以下「付表1」という。)に記載された金額と同額である。

(イ) 税率6.3%適用分(別表9-1・B②) 1209万8331円

消費税法29条の規定に基づき、前記アの金額のうち、前記(7)の金額(4億2419万5000円)を除いた課税資産の譲渡等に係る課税標準額1億9203万7000円(別表9-1・B①)に税率100分の6.3を乗じて算出した金額であり、平成26年9月課税期間消費税等確定申告書の付表1に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別表9-1・C④、別表10-1C⑧)

2060万4514円

次の(7)及び(イ)の合計額であり、消費税法30条1項の規定により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額(控除対象仕入税額)である。

なお、控除対象仕入税額の計算に当たっては、平成26年9月課税期間における課税売上高が5億円を超えることから、原告が同課税期間において選択した個別対応方式(平成26年9月課税期間消費税等確定申告書の付表2-2参照)により計算する。

(7) 税率4%適用分(別表9-1・A④、別表10-1・A⑧)

横浜地方裁判所

1252万2704円

次の a の金額に、 b の金額に後記(ウ)の割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

a 課税売上げにのみ要するもの(別表10-1・A⑪)

1221万5400円

平成26年9月課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2) (「税率4%適用分B」の⑭)に記載された金額と同額である。

b 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(別表10-1・A⑬)

31万7295円

申告金額(33万0290円、別表10-1・A⑮)から、原告が平成26年9月課税期間消費税等確定申告書において、課税仕入れに係る支払対価の額に含めた本件~~■■■■~~社訴訟弁護士費用相当額(66万3000円)のうち、平成26年3月13日に支払った33万9000円に105分の4を乗じて算出した額(1万2914円、別表10-1・A⑯)を減算した金額。

(イ) 税率6.3%適用分(別表9-1・B④、別表10-1・B⑱)

808万1810円

次の a の金額に、 b の金額に後記(ウ)の割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成26年4月1日以降の課税仕入れについての消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

a 課税売上げにのみ要するもの(別表10-1・B⑰)

723万6503円

申告金額(774万0503円、別表10-1・B⑲)から、原告が平成27年9月期に取得した機械装置の金額864万円に108分の6.3

横浜地方裁判所

を乗じて算出した額（50万4000円、別表10-1B⑬）を減算した金額。

b 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの（別表10-1・B⑭）
87万2788円

5 申告金額（89万1688円、別表10-1・B⑮）から、原告が平成26年9月課税期間消費税等確定申告書において、課税仕入れに係る支払対価の額に含めた本件~~■■■■~~社訴訟弁護士費用相当額（66万3000円）のうち、平成26年9月24日に支払った32万4000円に108分の6.3を乗じて算出した額（1万8900円、別表10-1・B⑯）を減算した金額。

10 (ウ) 課税売上割合（別表10-1・C⑤）

次のaの金額のうちにbの金額の占める割合。

a 資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表10-1・C④）
6億3626万7358円

15 課税資産の譲渡の対価の額の合計額（6億1623万3635円、別表10-1・C②）と、非課税売上高（2003万3723円、別表10-1・C③）の合計額。

b 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表10-1・C①）
6億1623万3635円

20 エ 差引税額（別表9-1・C⑩） 846万1600円

次の(ア)と(イ)の合計額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）。

(ア) 税率4%適用分（別表9-1・A⑨） 444万5096円
前記イ(ア)の金額から前記ウ(ア)の金額を減算した金額。

25 (イ) 税率6.3%適用分（別表9-1・B⑨） 401万6521円
前記イ(イ)の金額から前記ウ(イ)の金額を減算した金額。

横浜地方裁判所

オ 既に納付の確定した本税額 (別表 9-1・C⑪) 792万7000円

カ 差引納付すべき消費税額 (別表 9-1・C⑫) 5.3万4600円

前記エの金額から前記オの金額を差し引いた金額。

キ 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (別表 9-1・C⑬)

846万1600円。

次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額 (ただし、通則法 119 条 1 項の規定に基づき 10.0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)

(ア) 税率 4% 適用分 (別表 9-1・A⑭) 444万5096円

(イ) 税率 6.3% 適用分 (別表 9-1・B⑭) 401万6521円

ク 納付すべき譲渡割額 (別表 9-1・C⑯) 219万5000円

次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額 (ただし、地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定に基づき 10.0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)

(ア) 税率 4% 適用分 (別表 9-1・A⑰) 111万1274円

地方税法 72 条の 83 (平成 24 年法律第 69 号第 1 条による改正前のもの) の規定に基づき、前記キ(ア)の金額に税率 100 分の 25 を乗じて算出した金額。

(イ) 税率 6.3% 適用分 (別表 9-1・B⑰) 108万3823円

地方税法 72 条の 83 (平成 24 年法律第 69 号第 2 条による改正前のもの) の規定に基づき、前記キ(イ)の金額に税率 63 分の 17 を乗じて算出した金額。

ケ 既に納付の確定した譲渡割額 (別表 9-1・C⑱) 205万1100円

平成 26 年 9 月課税期間消費税等確定申告書の⑳に記載された額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額 (別表 9-1・C㉔) 14万3900円

前記ク(イ)の金額から前記ケの金額を差し引いた金額。

サ 納付すべき消費税等の合計額 (別表 9-1・C㉕) 67万8500円

横浜地方裁判所

前記カの金額及び前記コの本額の本計額。

(2) 平成28年9月課税期間消費税等更正処分 (甲6, 別表9-2、10-2)

ア 課税標準額 (別表9-2・①) 7億9188万1000円

原告が平成28年11月28日に処分行政庁に対して提出した平成28年9月課税期間の消費税等の確定申告書 (以下「平成28年9月課税期間消費税等確定申告書」という。乙19) に記載された課税標準額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 (別表9-2・②) 4988万8503円
平成28年9月課税期間消費税等確定申告書の②に記載された消費税額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額 (別表9-2・④、別表10-2・⑩)

3690万8345円

次の(ア)の本額に、(イ)の本額に後記(ウ)の割合を乗じて計算した本額を加算した本額であり、平成26年4月1日以後の課税仕入れについての消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の本額に關する本額(控除対象仕入税額)である。

(ア) 課税売上げにのみ要するもの (別表10-2・⑪)

3490万0427円

平成28年9月課税期間消費税等確定申告書の付表2の⑩と同額。

(イ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (別表10-2・B⑫)

200万7947円

申告本額 (219万4613円、別表10-2・B⑬。平成28年9月課税期間消費税等確定申告書の付表2の⑪と同額。) から、本件訴外賠償請求解決金相当額に係る消費税額 (14万5833円、別表10-2・⑭。原告が平成28年9月課税期間消費税等確定申告書において課税仕入れに係る支払対価の本額に含めた本件訴外賠償請求解決金相当額250万円に108分の6.3を乗じて算出した本額。) と、本件訴外賠償請求弁護士費用相当額

横浜地方裁判所

に係る消費税額（4万0833円、別表10-2・⑮。原告が上記確定申告書において課税仕入れに係る支払対価の額に含めた本件訴外賠償請求弁護士費用相当額70万円に108分の6.3を乗じて算出した額。）を減算した金額。

5 (ウ) 課税売上割合（別表10-2・⑤）

99.998596021（以下略）%

次のaの金額のうちにbの金額の占める割合。

a 資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表10-2・④）

7億9189万2259円

10

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（7億9188万1141円、別表10-2・②。平成28年9月課税期間消費税等確定申告書の付表2の⑤と同額。）と、非課税売上高（1万1118円、別表10-2・③。上記確定申告書の付表2の⑥と同額。）の合計額。

b 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表10-2・①）

7億9188万1141円

15

上記確定申告書の付表2の④と同額。

エ 差引税額（別表9-2・⑨）

1298万0100円

前記イの金額から前記ウの金額を減算した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）。

20

オ 既に納付の確定した本税額（別表9-2・⑩）

1279万3400円

上記確定申告書の⑨と同額。

カ 差引納付すべき消費税額（別表9-2・⑪）

18万6700円

前記エの金額から前記オの金額を差し引いた金額。

キ 差引地方消費税の課税標準となる消費税額（別表9-2・⑬）

25

1298万0100円

前記エと同額。

横浜地方裁判所

- ク 納付すべき譲渡割額 (別表 9-2・⑮) 350万2500円
 地方税法 72 条の 8.3 の規定に基づき、前記キの金額に税率 63 分の 17 を
 乗じて算出した金額 (ただし、地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定に基づき、
 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。)
- 5 ケ 既に納付の確定した譲渡割額 (別表 9-2・⑯) 345万2100円
 平成 28 年 9 月課税期間消費税等確定申告書の⑳に記載された額と同額。
- コ 差引納付すべき譲渡割額 (別表 9-2・⑰) 5万0400円
 前記クの金額から前記ケの金額を差し引いた金額。
- 10 サ 納付すべき消費税等の合計額 (別表 9-2・⑱) 23万7100円
 前記カの金額及び前記コの金額の合計額。

4 本件各消費税等賦課決定処分

別紙 2-2 の 3 のとおり、本件各消費税等更正処分はいずれも適法であるところ、原告が上記各更正処分により新たに納付すべき消費税等の額については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、
 15 通則法 65 条 4 項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各消費税等更正処分に伴って原告に賦課されるべき過少申告加算税の額は、以下のとおりである。

- (1) 平成 26 年 9 月課税期間消費税等賦課決定処分による過少申告加算税の額
 (甲 5) 6万7000円
 20 平成 26 年 9 月課税期間消費税等更正処分により原告が納付すべきこととなった消費税等の額 67万8500円 (ただし、通則法 118 条 3 項の規定に基づき、1 万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。) に、通則法 65 条 1 項の規定に基づき 100 分の 10 の割合を乗じて算出した額。
- (2) 平成 28 年 9 月課税期間消費税等賦課決定処分による過少申告加算税の額
 (甲 6) 2万3000円
 25 平成 28 年 9 月課税期間消費税等更正処分により原告が納付すべきこととな

った消費税等の額23万7100円に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した額。

5 本件各告知処分

5 (1) 原告は、平成27年4月30日までに支払った給与等に係る源泉所得税等の納付について、所得税法216条に規定する納期の特例の承認を受けていることから(乙7、8)、上記年月日までに支払った給与等に係る源泉所得税等については、同条の規定により、1月から6月までの期間に支払った給与等について、
10 徴収した源泉所得税等の額にあっては当該期間の属する年の7月10日までに、7月から12月までの期間に支払った給与等について徴収した源泉所得税等の額にあっては当該期間の属する年の翌年の1月20日までに国に納付することができる。

(2) 平成26年1月1日から同年12月31日までに支払った給与等に係る源泉所得税等の納付すべき税額

原告が支払った本件¹社訴訟弁護士費用相当額(66万3000円)は、原告から^甲に対する法人税法34条4項所定の退職給与以外の給与であり、所得税法28条1項に規定する給与等に該当することから、同法183条1項及び復興財源確保法28条1項の規定により、原告は、その給与等の支払の際、その給与等について源泉所得税等を徴収し、国に納付しなければならない。

したがって、上記の期間に支払った給与等に係る納付すべき源泉所得税等の額については、所得税法190条、復興財源確保法30条及び所得税基本通達183~193共-8の規定に基づき、支払金額をその支払月の給与等の額に加算して年末調整の再計算を行い、算出した年税額と当初の年税額との差額を計算し(別表11F①)、当該差額を支払金額の割合に応じてそれぞれ按分した次の各金額となる。

25 ア 平成26年1月から6月までの期間(別表11・F②) 11万4227円
イ 平成26年7月から12月までの期間(別表11・F③) 10万9173円

横浜地方裁判所

(3) 平成27年1月1日以降に支払った給与等に係る源泉所得税等の納付すべき税額

原告が支払った本件^L社訴訟解決金相当額(1500万円)、本件訴外賠償請求解決金相当額(250万円)及び本件訴外賠償請求弁護士費用相当額(70万円)は、原告から^甲に対する法人税法34条4項所定の退職給与以外の給与であり、所得税法28条1項に規定する給与等に該当することから、同法183条1項及び復興財源確保法28条1項の規定により、原告は、その給与等の支払の際、その給与等について源泉所得税等を徴収し、国に納付しなければならない。

したがって、上記の期間に支払った給与等に係る納付すべき源泉所得税等の額については、所得税法185条1項1号、復興財源確保法29条1項の規定に基づき、支払金額をその支払月の給与等の額に加算し、源泉徴収税額表の甲欄を適用して計算した金額から既納付税額を控除した、次の各金額となる。

ア 平成27年1月から4月までの期間(別表11・F④) 675万4612円
イ 平成28年1月(別表11・F⑥) 27万0168円
ウ 平成28年3月(別表11・F⑦) 102万5054円

(4) 平成27年分及び平成28年分の年末調整超過額

原告は、^甲の平成27年分及び平成28年分の給与等について年末調整を行っているところ、平成27年分については本件^L社訴訟解決金相当額を、平成28年分については本件訴外賠償請求解決金相当額及び本件訴外賠償請求弁護士費用相当額を当該各年分の^甲の給与等の額にそれぞれ加算すると、いずれも給与等の額が2000万円を超えることから、当該各年分において年末調整を行うことはできない。(所得税法190条)。

したがって、原告が計算した^甲の平成27年分及び平成28年分の年末調整における超過額は、平成27年及び平成28年の各12月の給与等の支払をする際に、徴収すべき源泉所得税等の額に充当できないことになり、原告は、当該各年分において充当された年末調整超過額相当額を納付する必要があること

横浜地方裁判所

から、平成27年12月及び平成28年12月における源泉所得税等の納付すべき税額は、次の各金額となる。

ア 平成27年12月(別表11・F⑤) 10万8631円
イ 平成28年12月(別表11・F⑧) 21万3806円

5 6 本件各不納付加算税賦課処分

別紙2-2の5のとおり、本件各告知処分はいずれも適法であるところ、原告が本件各告知処分により新たに納付すべき源泉所得税等の額については、法定納期限までに納付しなかったことに、通則法67条1項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

10 したがって、本件各告知処分に係る各不納付加算税の額は、原告が本件各告知処分により新たに納付すべきこととなった源泉所得税等の額(ただし、通則法118条3項の規定に基づき、1万円未満の金額を切り捨てた後の金額)に通則法67条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した次の金額である。

15 (1) 平成26年1月から6月までの期間(別表11・G②) 1万1000円
(2) 平成26年7月から12月までの期間(別表11・G③) 1万円
(3) 平成27年1月から4月までの期間(別表11・G④) 67万5000円
(4) 平成27年12月(別表11・G⑤) 1万円
(5) 平成28年1月(別表11・G⑥) 2万7000円
(6) 平成28年3月(別表11・G⑦) 10万2000円
20 (7) 平成28年12月(別表11・G⑧) 2万1000円
以上

本件各処分の適法性

- 1 本件各法人税更正処分、平成 26 年 9 月課税事業年度復興税更正処分及び平成
28 年 9 月課税事業年度地方法人税更正処分

(1) 平成 26 年 9 月期法人税更正処分の適法性

原告の平成 26 年 9 月期の法人税に係る所得金額は、別紙 2 - 1 の 1 (1) ア、
のとおり、2529 万 8964 円であり、納付すべき法人税額は、別紙 2 - 1 の
1 (1) エのとおり、560 万 7800 円であるところ、平成 26 年 9 月期法人税
更正処分における所得金額及び納付すべき法人税額（甲 2・1 枚目「更正又は決
定の金額」の 1 及び 18 欄）は、いずれも上記各金額と同額であるから、平成 2
6 年 9 月期法人税更正処分は適法である。

(2) 平成 28 年 9 月期法人税更正処分の適法性

原告の平成 28 年 9 月期の法人税に係る所得金額は、別紙 2 - 1 の 1 (2) アの
とおり、517 万 2557 円であり、納付すべき法人税額は、別紙 2 - 1 の (2)
ウのとおり、77 万 5800 円であるところ、平成 28 年 9 月法人税更正処分に
おける所得金額及び納付すべき法人税額（甲 3・1 枚目「更正又は決定の金額」
の 1 及び 18 欄）は、いずれも上記各金額と同額であるから、平成 28 年 9 月各
法人税更正処分は適法である。

(3) 平成 26 年 9 月課税事業年度復興税更正処分の適法性

原告の平成 26 年 9 月課税事業年度の課税標準法人税額及び納付すべき復興
特別法人税額は、別紙 2 - 1 の 1 (3) のとおり、それぞれ 561 万円（同ア）及び
56 万 0900 円（同エ）であるところ、これらの各金額は、いずれも平成 26
年 9 月課税事業年度復興税更正処分における課税標準法人税額及び納付すべき
復興特別法人税額（甲 7・1 枚目「更正又は決定の金額」の 5 及び 10 欄）とそ
れぞれ同額であるから、平成 26 年 9 月課税事業年度復興税更正処分は適法で

ある。

(4) 平成28年9月課税事業年度地方法人税更正処分（甲4，別表8）

原告の平成28年9月課税事業年度の課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、別紙2-1の1(4)のとおり、それぞれ77万5000円（同ア）、3万4100円（同ウ）であるところ、これらの金額は、いずれも平成28年9月課税事業年度地方法人税更正処分における課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額（甲4・1枚目「更正又は決定の金額」の3及び12欄）とそれぞれ同額であるから、平成28年9月課税事業年度地方法人税更正処分は適法である。

2 本件各法人税等賦課決定処分

本件各法人税賦課決定処分に係る各過少申告加算税の額は、それぞれ別紙2-1の2のとおりであるところ、これらはいずれも本件各法人税等賦課決定処分における各過少申告加算税の額（甲2、3、7・各1枚目「この通知により納付すべき又は減少（-印）する税額」の「過少申告加算税」欄）と同額であるから、本件各法人税等賦課決定処分はいずれも適法である。

3 本件各消費税等更正処分

(1) 平成26年9月課税期間消費税等更正処分（甲5，別表9-1）

原告の平成26年9月課税期間の消費税等に係る課税標準額は、別紙2-1の3(1)アのとおり、6億1623万2000円であり、また、納付すべき消費税等の額（差引税額及び納付すべき譲渡割額）の額は、それぞれ846万1600円及び219万5000円（別紙2-1の3(1)エ、ク）であるところ、平成26年9月課税期間消費税等更正処分における課税標準額及び納付すべき消費税等の額（甲5・1枚目「更正又は決定の金額」の1、11及び17欄）は、いずれも上記各金額と同額であるから、本件各消費税等更正処分はいずれも適法である。

(2) 平成28年9月課税期間消費税等更正処分（甲6，別表9-2、10-2）

横浜地方裁判所

原告の平成28年9月課税期間の消費税等に係る課税標準額は、別紙2-1の3(2)アのとおり、7億9188万1000円であり、また、納付すべき消費税等の額（差引税額及び納付すべき譲渡割額）の額は、それぞれ1298万0100円及び350万2500円（別紙2-1の3(2)エ、ク）であるところ、平成28年9月課税期間消費税等更正処分における課税標準額及び納付すべき消費税等の額（甲6・1枚目「更正又は決定の金額」の1、11及び17欄）は、いずれも上記各金額と同額であるから、本件各消費税等更正処分はいずれも適法である。

4 本件各消費税等賦課決定処分

本件各消費税等更正処分に係る各過少申告加算税の額は、それぞれ別紙2-1の4のとおりであるところ、これらはいずれも本件各消費税等賦課決定処分における各過少申告加算税の額（甲5及び6・各1枚目「この通知により納付すべき又は減少（一印）する税額」の「過少申告加算税」欄）と同額であるから、本件各消費税等賦課決定処分はいずれも適法である。

5 本件各告知処分

原告が納付すべき本件各期間分及び本件各月分の源泉所得税等の額は、別紙2-1の5のとおりであるところ、当該金額は、本件各告知処分における納付すべき源泉所得税等の額（甲8・4枚目の表の「納付すべき所得税及び復興特別所得税の額」欄）といずれも同額であるから、本件各告知処分はいずれも適法である。

6 本件各不納付加算税賦課処分

本件各告知処分に係る各不納付加算税の額は、別紙2-1の6のとおりであるところ、これらはいずれも本件各不納付加算税賦課決定処分における各不納付申告加算税の額（甲8・4枚目の表の「不納付加算税額」欄）と同額であるから、本件各不納付加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

横浜地方裁判所

別表1-1 平成26年9月期の法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

区分		年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税の額
確定申告	①	平成26年12月1日	995,964	146,100	
更正処分等	②	令和元年6月26日	25,298,964	5,607,800	794,000
審査請求	③	令和元年9月17日		一部取消し	
審査裁決	④	令和2年12月17日		棄却	

別表1-2 平成28年9月期の法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

区分		年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税の額
確定申告	①	平成26年12月1日	1,972,557	295,800	
更正処分等	②	令和元年6月26日	5,172,557	775,800	48,000
審査請求	③	令和元年9月17日		全部取消し	
審査裁決	④	令和2年12月17日		棄却	

別表2 平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

区分		年月日	課税標準法人税額	納付すべき復興特別法人税額	過少申告加算税の額
確定申告	①	平成28年11月28日	149,000	14,800	
更正処分等	②	令和元年6月26日	5,610,000	560,900	56,000
審査請求	③	令和元年9月17日		一部取消し	
審査裁決	④	令和2年12月17日		棄却	

別表3 平成28年9月課税事業年度の地方法人税に係る課税の経緯

(単位：円)

区分		年月日	課税標準法人税額	納付すべき地方法人税額
確定申告	①	平成28年11月28日	295,000	12,900
更正処分等	②	令和元年6月26日	775,000	34,100
審査請求	③	令和元年9月17日		一部取消し
審査裁決	④	令和2年12月17日		棄却

別表4-1 平成26年9月課税期間の消費税等に係る課税の経緯

(単位:円)

区分	順号	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	過少申告加算税の額	
確定申告	①	平成26年12月1日	616,232,000	21,139,041	7,927,000	2,051,100		
更正処分等	②	令和元年6月26日	616,232,000	20,604,514	8,461,600	2,195,000	87,000	
審査請求	③	令和元年9月17日	一部取消し					
審査裁決	④	令和2年12月17日	棄却					

別表4-2 平成28年9月課税期間の消費税等に係る課税の経緯

(単位:円)

区分	順号	年月日	課税標準額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	過少申告加算税の額	
確定申告	①	平成28年11月28日	791,881,000	37,095,009	12,793,400	3,452,100		
更正処分等	②	令和元年6月26日	791,881,000	36,908,345	12,980,100	3,502,500	23,000	
審査請求	③	令和元年9月17日	一部取消し					
審査裁決	④	令和2年12月17日	棄却					

別表5-1 本件各告知処分等に係る課税の経緯

(単位:円)

区分	順号	年月日	支払金額	納付すべき税額	不納付加算税の額	内訳	
告知処分等	①	令和元年6月26日	18,863,000	8,595,671	856,000	別表5-2の「納税告知及び賦課決定」欄のとおり	
審査請求	②	令和元年9月17日	全部取消し				
審査裁決	③	令和2年12月17日	棄却				

別表5-2 本件各告知処分等の内訳

(単位:円)

支払年月日等	順号	所得区分	支払金額	法定納期限	納税告知及び賦課決定	
					納付すべき税額	不納付加算税の額
平成26年1月1日 ～ 平成26年6月30日	①	給与	339,000	平成26年7月10日	114,227	11,000
平成26年7月1日 ～ 平成26年12月31日	②	給与	324,000	平成27年1月20日	109,173	10,000
平成27年1月1日 ～ 平成27年4月30日	③	給与	15,000,000	平成27年6月10日	6,754,612	675,000
平成27年分 年末調整超過額	④	給与		平成26年1月12日	108,631	10,000
平成28年1月5日	⑤	給与	700,000	平成26年2月10日	270,168	27,000
平成28年3月18日	⑥	給与	2,500,000	平成26年4月11日	1,025,054	102,000
平成28年分 年末調整超過額	⑦	給与		平成29年1月10日	213,806	21,000

別表6-1 平成26年9月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額

(単位:円)

区 分		順号	金 額	
所得金額	申告所得金額	①	995,964	
	加算額	損金の額に算入されない雑損失の額	②	15,000,000
		損金の額に算入されない支払手数料の額	③	663,000
		損金の額に算入されない減価償却費の額	④	8,640,000
	所得金額 (①+②+③+④)	⑤	25,298,964	
所得金額に対する法人税額		⑥	5,610,990	
法人税額の特別控除額		⑦	0	
控除所得税額等		⑧	3,121	
納付すべき法人税額 (⑥-⑦-⑧, 100円未満の端数切捨て)		⑨	5,607,800	
既に納付の確定した法人税額		⑩	146,100	
差引納付すべき法人税額 (⑨-⑩)		⑪	5,461,700	

別表6-2 平成28年9月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額

(単位:円)

区 分		順号	金 額	
所得金額	申告所得金額	①	1,972,557	
	加算額	損金の額に算入されない支払手数料の額	②	3,200,000
		所得金額 (①+②)	③	5,172,557
所得金額に対する法人税額		④	775,800	
法人税額の特別控除額		⑤	0	
控除所得税額等		⑥	0	
納付すべき法人税額 (④-⑤-⑥, 100円未満の端数切捨て)		⑦	775,800	
既に納付の確定した法人税額		⑧	295,800	
差引納付すべき法人税額 (⑦-⑧)		⑨	480,000	

別表7 平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額

(単位：円)

区 分		順号	金 額
課税標準法人税額の計算	申告基準法人税額	①	149,250
	加算額 基準法人税額に加算される金額	②	5,461,740
	基準法人税額 (①+②)	③	5,610,990
	課税標準法人税額 (③, 1000円未満の端数切捨て)	④	5,610,000
課税標準法人税額に対する復興特別法人税額		⑤	561,000
復興特別法人税額から控除される復興特別所得税の額		⑥	63
納付すべき復興特別法人税額 (⑤-⑥, 100円未満の端数切捨て)		⑦	560,900
既に納付の確定した復興特別法人税額		⑧	14,800
差引納付すべき復興特別法人税額 (⑦-⑧)		⑨	546,100

別表8 平成28年9月課税事業年度の地方法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき税額

(単位：円)

区 分		順号	金 額
課税標準法人税額の計算	申告基準法人税額	①	295,800
	加算額 基準法人税額に加算される金額	②	480,000
	基準法人税額 (①+②)	③	775,800
	課税標準法人税額 (③, 1000円未満の端数切捨て)	④	775,000
課税標準法人税額に対する地方法人税額		⑤	34,100
納付すべき地方法人税額 (⑤)		⑥	34,100
既に納付の確定した地方法人税額		⑦	12,900
差引納付すべき地方法人税額 (⑥-⑦)		⑧	21,200

別表9-1 平成26年9月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	424,195,000	192,037,000	616,232,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	16,967,800	12,098,331	29,066,131	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表10-1⑮欄の金額)	④	12,522,704	8,081,810	20,604,514
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	12,522,704	8,081,810	20,604,514
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	0	0	0	
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	4,445,096	4,016,521	8,461,617	
	合計差引税額 (⑨C欄-⑧C欄, 100円未満の端数切捨て)	⑩			8,461,600	
	既に納付の確定した本税額	⑪			7,927,000	
	差引納付すべき消費税額(⑩C欄-⑪C欄)	⑫			534,600	
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額(⑧)	⑬	0	0	0
		差引税額(⑨)	⑭	4,445,096	4,016,521	8,461,617
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑮			8,461,600
	譲 渡 割 額	還付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑯	0	0	0
		納付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑰	1,111,274	1,083,823	2,195,097
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑱			2,195,000
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲			2,051,100
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑳			143,900
納付すべき消費税等の合計額(C欄⑫+C欄㉑)		㉑			678,500	

別表 9-2 平成 28 年 9 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順号	金 額	
消 費 税	課税標準額	①	791,881,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	49,888,503	
	控除過大調整税額	③	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表 9-1 ⑬欄の金額)	④	36,908,345
		返還等対価に係る税額	⑤	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	36,908,345
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	0	
	差引税額 (②+③-⑦, 100円未満の端数切捨て)	⑨	12,980,100	
	既に納付の確定した本税額	⑩	12,793,400	
	差引納付すべき消費税額 (⑨-⑩)	⑪	186,700	
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫	0
		差引税額 (⑨)	⑬	12,980,100
	譲 渡 割 額	還付額 (⑫×17/63)	⑭	0
		納付額 (⑬×17/63, 100円未満の端数切捨て)	⑮	3,502,500
	既に納付の確定した譲渡割額	⑯	3,452,100	
	差引納付すべき譲渡割額	⑰	50,400	
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)	⑱	237,100	

別表10-1 平成26年9月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			616,233,635
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			616,233,635
非課税売上額	③			20,033,723
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④			636,267,358
課税売上割合 (①/④)	⑤			96.851367157%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	329,322,245	147,980,435	477,302,680
課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき支払手数料の額	⑦	339,000	324,000	663,000
課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき資産の購入額	⑧	0	8,640,000	8,640,000
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み) (⑥-⑦-⑧)	⑨	328,983,245	139,016,435	467,999,680
課税仕入れに係る消費税額 (⑨A欄×4/105, ⑨B欄×6.3/108)	⑩	12,532,695	8,109,292	20,641,987
⑩のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑫-⑬)	⑪	12,215,400	7,236,503	19,451,903
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げにのみ要するものの金額	⑫	12,215,400	7,740,503	19,955,903
⑫のうち、⑧に係るものの金額	⑬	0	504,000	504,000
⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (⑭-⑯)	⑭	317,295	872,788	1,190,083
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額	⑮	330,209	891,688	1,221,897
⑮のうち、⑦に係るものの金額	⑯	12,914	18,900	31,814
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑪+ (⑭×①C欄/④C欄))	⑰	12,522,704	8,081,810	20,604,514
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	12,522,704	8,081,810	20,604,514

別表10-2 平成28年9月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項 目	順号	金 額
課税資産の譲渡等の対価の額	①	791,881,141
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②	791,881,141
非課税売上額	③	11,118
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④	791,892,259
課税売上割合 (①/④)	⑤	99.998596021%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	635,914,988
課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき示談金の額	⑦	2,500,000
課税仕入れに係る支払対価の額から控除すべき支払手数料の額	⑧	700,000
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み) (⑥-⑦-⑧)	⑨	632,714,988
課税仕入れに係る消費税額 (⑨×6.3/108)	⑩	36,908,374
⑩のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑪	34,900,427
⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (⑬-⑭-⑮)	⑫	2,007,947
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額	⑬	2,194,613
⑫のうち、⑦に係るものの金額	⑭	145,833
⑫のうち、⑧に係るものの金額	⑮	40,833
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑪+⑫×①/④)	⑯	36,908,345
控除対象仕入税額 (⑯の金額)	⑰	36,908,345

別表 1 1 納付すべき源泉所得税額等の額の計算根拠

(単位：円)

年月分	順号	A	B	C	D	E	F	G
		源泉徴収済分の支払金額 (当初額)	加算される支払金額	支払金額合計 (A+B) (正当額)	源泉徴収すべき所得税等の額 (正当額)	源泉徴収済の所得税等の額 (当初額)	源泉所得税等の納税告知額 (D-E)	不納付加算税の額
(平成26年分)	①	18,000,000	663,000	18,663,000	3,309,100	3,085,700	223,400	
平成26年1月～同年6月 (平成26年3月)	②		339,000				114,227	11,000
平成26年1月～同年12月 (平成26年9月)	③		324,000				109,173	10,000
平成27年1月～同年4月 (平成27年3月)	④	1,500,000	15,000,000	16,500,000	7,021,861	267,249	6,754,612	675,000
平成27年12月 (年末調整超過額)	⑤						108,631	10,000
平成28年1月	⑥	1,500,000	700,000	2,200,000	529,398	259,230	270,168	27,000
平成28年3月	⑦	1,500,000	2,500,000	4,000,000	1,284,284	259,230	1,025,054	102,000
平成28年12月 (年末調整超過額)	⑧						213,806	21,000
合計額	⑨		18,863,000				8,595,671	856,000

(注1) ①欄は平成26年分の年税額を計算したものである。

(注2) F②欄及び③欄の金額は、平成26年分の追徴税額を支払金額の割合に応じて按分したものである(F①欄×(B②欄又は③欄/B①欄))。

(注3) 年月分②、③及び④欄の下段の括弧書きは給与等の支払年月である。